

# 「平成31年度第1回中小企業のための法律セミナー」開催！

～大阪弁護士協同組合 高橋弁護士・外山弁護士が「組合役員のための組合運営の基礎知識」について講演～

大阪府中央会では去る4月11日（木）、マイドームおおさかにおいて「平成31年度第1回中小企業のための法律セミナー」を開催いたしました。参加者は42名でした。講演のテーマは「組合役員のための組合運営の基礎知識」、講師は大阪弁護士協同組合に所属する高橋敏信弁護士、外山将平弁護士。

まず、本日のセミナー構成につき説明があり、その後、講演の本題に入りました。講演では、1「本セミナーの意義・目的」2「組合とその運営の特徴～組合関連相談の経験から～」3「組合運営における適正な手続きの重要性」4「役員（理事・監事）の資格及び職務権限について」5「役員の責任の観点から考えなければならないこと」6「理事会の運営にあたっての注意点」7「総会の運営にあたっての注意点」8「その他の問題」9「終わりに～まとめにかえて～」と協同組合を運営していくうえで役員の方にこそ是非知っていただきたい組合法と運営の為の基礎知識を実際の相談事例を交えながら詳細に説明がなされました。また講師は、「今回のセミナーは、組合運営を全て覚えて欲しいというよりは、組合運営について知っていただき、意識し、敏感になっていただきたいという趣旨のものです。組合運営を知り意識を向けていただく事は組合の適正な運営の第一歩であり、役員としての任務を適切に遂行する事に繋がります。また運営に関して疑問点等あれば、弁護士や専門家を活用し、適正な組合運営に役立てて頂きたいです。」と、今回の講演を締め括られました。

大阪府中央会では中小企業の皆様が抱える法律上の悩みやトラブルの解決に向けて、今後もこうしたセミナーを定期的で開催してまいりたいと考えております。お時間の都合がございましたら、是非、次回以降も多数ご参加をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

